

令和4年2月8日

管内商工業者の皆様

出雲商工会
会長 山崎 茂樹

新型コロナウイルス感染症対策支援施策のお知らせ

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は当会の事業・活動についてご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、既に新聞報道等でご存知のことと思いますが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた事業者の事業継続・回復を支援する施策「事業復活支援金（国）」、飲食店等への営業時間短縮等の要請に対する協力金「飲食店等時短要請協力金（県）」についてお知らせいたします。

当商工会では、管内商工業者の皆様に支援するため、これら支援施策に関する相談対応および申請サポート窓口を下記日程にて開設いたします。お気軽にご相談ください。

記

日 程 3月8日（火）・15日（火）・22日（火）

4月7日（木）・14日（木）・21日（木）

時 間 午前 9：00～12：00 午後 13：00～17：00
※相談時間は1事業所につき、90分程度を予定しています。

場 所 出雲商工会 大社本所（大社町杵築南1344）

備 考 相談窓口は完全事前予約制です。下記までお問い合わせください。

お問合せ 出雲商工会大社本所 TEL(0853)-53-2558(平日8：30～17：00)

必要書類等について

事業復活支援金の申請必要書類・事前準備作業は、各ケースにより異なります。
裏面内容及び、支援金ホームページ、別添リーフレット等をご確認いただき、
当日不足のないようにご持参ください。

■事業復活支援金の概要 別添「リーフレット」のとおり

【申請期間：1月31日(月)～5月31日(火)】

*一時・月次支援金を受給済の方

上記申請時のアカウントの ID/パスワードが必要です。

ご確認の上、メモ等に控えて当日必要書類とあわせてご持参ください。

*一時・月次支援金を申請していない方

申請開始前に、商工会等の登録支援機関による事前確認が必要です。

事前確認を受ける際には「申請 ID」の提示が必要となります。

支援金 HP の「仮登録（申請 ID の発番）をする」ボタンを押して、アカウントを作成してください。

ご自身での申請 ID の発番をすることが難しい方は、コールセンターでも申請 ID を発番することが可能ですので、下記へお問い合わせください。

☎事業復活支援金・申請相談窓口 8:30～19:00（土日祝日含む）

フリーダイヤル：0120-789-140 ※IP 電話等からのお問い合わせ先：03-6834-7593(通話料がかかります)

申請 ID 発番後、事前確認作業を行います。会員事業所は電話での確認も可能です。各地区窓口へお問い合わせください。なお、「事前確認」は帳簿等の書類有無や当支援金の給付対象について正しく理解されているかの確認であり、給付対象の審査や受給を決定するものではありません。



■飲食店等時短要請協力金（飲食店等対象事業者限定）

【申請期間：2月21日(月)～3月22日(火)】

島根県では、新型コロナウイルスの感染急増を受け「まん延防止等重点措置」が1/27(木)～2/20(日)まで適用されることとなり、重点措置期間全てで時短営業や休業に応じた飲食店に協力金が支給されます。資料については、県より送付済み。様式は HP でも公開されています。

<申請必要書類>

① 申請書、誓約書、店舗ごとの協力金計算書
② 代表者本人確認書類（住所・氏名・生年月日がわかるもの）の写し（運転免許証、保険証の写し等）
③ 協力金振込先口座情報（金融機関名・支店名・預金種別・口座番号・口座名義）が分かる通帳の写し（表紙と見開き1ページ目）
④-1 確定申告書の写し （申請額の算出に用いた、令和2年又は令和3年同期が属するもの） （※開業から間もなく、確定申告を行っていない場合は、税務署への法人設立届出書や開業届の写し）
④-2 売上台帳等の写し （申請額の算出に用いた、令和2年又は令和3年同期の飲食部門の売上高が分かるもの） （※売上高減少額方式により申請を行う場合は、令和4年の該当期間の飲食部門の売上高が分かる売上台帳等の写しも必要）
⑤ 通常の営業実態等が分かる写真、資料等 ○食品衛生法の規定による飲食店又は喫茶店の営業許可書の写し ○通常の営業時間が分かる書類（メニュー・パンフレットの写し、店内表示の写真等） ○屋号・店名や飲食スペース、感染防止対策の実施等が分かる店舗の外観・内覧写真
⑥ 営業時間短縮又は休業に関するチラシの店舗内外への掲示状況が分かる写真

